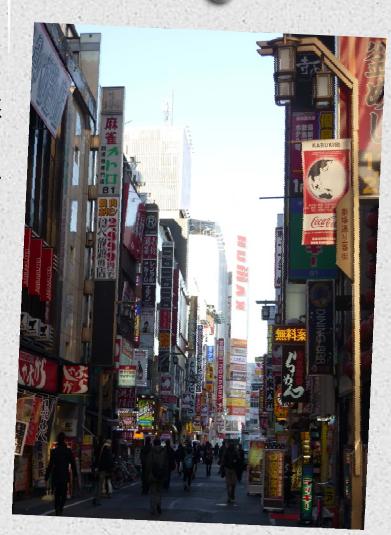
福祉と司法の連携

~個別支援を通じて 法テラスに必要とされる 機能を考える~

新宿区高齢者福祉課 課長補佐

永由 義広



全国·東京都·新宿区のひとり暮らし率 高齢者の3人に1人が一人暮らし

	65歳以上 高齢化率	全年齢 一人暮らし率	65歳以上 一人暮らし率	75歳以上 一人暮らし率
全国	23. 0%	13. 2%	16. 4%	18. 4%
東京都	20. 4%	22. 5%	23. 6%	26. 6%
新 宿 区	19. 1%	38. 3%	33. 7%	35. 5%

出所: 平成22年国勢調査 人口等基本集計結果(不詳者を除く)

高齢者総合相談センター(委託9所)の機能強化に伴う 人員配置数

	職員配置数(平成24年度)					平成21年度
センター名	管理者	包括的支援 事業	指定介護 予防 支援事業	事務	計	機能強化前 の 職員数
四谷	1	4	4	1	10	5
箪笥町	1	3	3	1	8	4
榎 町	1	3	4	1	9	4
若松町	1	4	4	1	10	5
大久保	1	4	4	1	10	5
戸 塚	1	4	4	1	10	5
落合第一	1	3	3	1	8	4
落合第二	1	3	4	1	9	4
柏木·角筈	1	4	4	1	10	5
合 計	9	32	34	9	84	41

法テラス東京との協働連携

協定に至る背景

- 高齢者人口および一人暮らし高齢者 の増加
- 福祉課題の複雑化
- 区民の権利意識の高まり
- チームケアの体制整備の必要性
- 予防的視点を踏まえた早期介入の必要性

3ヵ月間ほどの試行期間

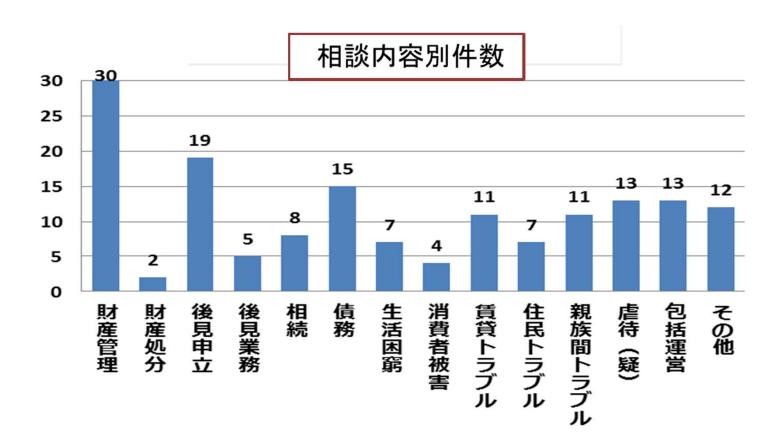
協働連携協定

<u>試行協定期間</u> 平成25年9月中旬から12月末まで

- 弁護士2名を派遣
- 10か所の高齢者総合相談センターを 分担し、訪問・会議・打合せ等の協働
- 週1回、8時間程度

試行期間の成果

- 福祉的支援と法的課題の解決、両側面から迅速かつ一体的な対応が可能となる
- ★ 試行期間の相談実績 → 実人数:63人 総件数:88件 (件数内訳:来所相談1件 訪問17件 会議18件 打合せによる助言52件)



高齢者や障害者への 権利擁護業務の実際



成年後見制度の活用や虐待対応

- ◆ 対象者は身体的機能・認知機能の低下から 司法へのアクセスが困難
- ◆ 弱者をターゲットにした悪質商法、第三者 や親族からの経済的・心理的虐待の増加

これらは日々現場で起こっていること・・・

ワンストップ機能

たらい回しをしない相談体制

アウトリーチと即応性

現場重視の迅速な支援体制

伴走機能と随時性



長期的な生活の安定を目指した支援体制

ファミリー・ソーシャルワーク



今後特に重視される機能

【事例1】

単身女性80歳代 要介護2



本人は長年下宿屋を営み、数人の下宿 人と共に居住。その一人に粗暴な男性が..



- 共用玄関の鍵を閉めない
- ・失火を招きそうなタコ足配線
- ・禁止している家電の持込
- 一方で・・



- 口約束で契約書がない
- •更新や入居期限の取り決めがない
- ・ルールが明文化されていない

【対応】

弁護士の訪問により不安を取り除く

弁護士が現状の課題を説明

弁護士が関わる(委任契約を受ける)場合



本人の利益と負担を説明

委任契約を決断、弁護士に依頼

【事例2】

- 本人:80代の認知症がある女性
- 本人とアルコール依存症の息子、高校中退し妊娠中絶を繰り返す孫娘の3人世帯
- 居住用不動産や都外の不動産は借金の担保で 差押えられている。
- 公租課税等、他の借金も多額。
- 自宅は不衛生で、本人は飼い猫の排泄物にまみれている。

不動産に対する権利関係が複雑で何から手をつけていいか・・? ⇒ すぐに弁護士に相談

区と法テラスの協働

不動産を任意売却し、借金を整理するため、また、本人の長期的な生活の安定に向けて後見人は不可欠。後見人選任までのつなぎの支援

家族3人が抱える各々の課題に対する関係機関との調整

息子から本人および孫への身体的暴力が判明し、分離を行う上での注意点等も相互に確認

~協定の効果と有用性~

早期介入•早期解決

くソーシャルコスト>

- 生活保護にならず、資産活用できた
- 重症化する前の支援=医療費等削減
- 家族関係を断ち切らず、交流維持

<組織改善>

- ニーズの発掘と資質向上の契機
- 庁内連携の促進